

# 四半期報告書

(第76期第2四半期)

自 平成22年4月1日

至 平成22年6月30日

ヤマハ発動機株式会社

(EDINETコード：E02168)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) ライツプランの内容	19
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	22

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	25
(2) 四半期連結損益計算書	27
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	29

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月5日
【四半期会計期間】	第76期第2四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	ヤマハ発動機株式会社
【英訳名】	Yamaha Motor Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 弘 之
【本店の所在の場所】	静岡県磐田市新貝2500番地
【電話番号】	(0538)32 - 1103
【事務連絡者氏名】	財務部長 大 村 学
【最寄りの連絡場所】	ヤマハ発動機株式会社 東京事務所 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内マイプラザ15階
【電話番号】	(03)5220 - 7200
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 林 大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第2四半期連結 累計期間	第76期 第2四半期連結 累計期間	第75期 第2四半期連結 会計期間	第76期 第2四半期連結 会計期間	第75期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 12月31日
売上高 (百万円)	579,393	676,166	312,898	366,268	1,153,642
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△36,882	43,808	△20,600	28,288	△68,340
四半期(当期)純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△74,712	23,776	△58,948	16,264	△216,148
純資産額 (百万円)	—	—	390,567	324,386	249,266
総資産額 (百万円)	—	—	1,211,177	1,017,130	987,077
1株当たり純資産額 (円)	—	—	1,241.09	823.89	743.04
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は 1株当たり四半期(当期) 純損失金額(△) (円)	△261.21	76.68	△206.22	48.70	△755.92
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	—	76.68	—	48.70	—
自己資本比率 (%)	—	—	29.3	28.3	21.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,160	84,224	—	—	74,096
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△28,319	△13,397	—	—	△45,285
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	65,500	21,441	—	—	△32,022
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	173,448	225,410	137,219
従業員数 (人)	—	—	49,825	49,861	49,994

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高に消費税等は含まれていません。

3 第75期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額、第75期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び、第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	49,861 (15,313)
---------	--------------------

(注) 従業員数は就業人員数（当社及び当社連結子会社から連結の範囲外への出向者を除く。）です。臨時従業員数（雇用契約が1年未満の直接契約社員）は、当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員数を（ ）内に外数で記載しており、その内訳は当社及び国内の連結子会社合計で318人、在外の連結子会社合計で14,995人です。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	10,902
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数（当社からの出向者を除く。）です。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	製品	台数(台)	前年同四半期比(%)
二輪車事業	二輪車	1,818,680	139.6
マリン事業	船外機	73,823	184.4
	ウォータービークル	5,004	86.6
	ボート、漁船・和船	1,977	129.0
特機事業	四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル	19,090	339.3
	スノーモバイル	6,270	110.6
その他の事業	電動アシスト自転車	52,988	137.6

(注) マリン事業、特機事業及びその他の事業は、主要製品について記載しています。

#### (2) 受注実績

当社グループは主に見込み生産をしています。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
二輪車事業	258,459	116.4
マリン事業	52,855	114.1
特機事業	24,123	100.7
その他の事業	30,829	150.1
合計	366,268	117.1

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去しています。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

##### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間の世界経済は、日本では落ち込んだ個人消費に持ち直しの動きが見え始めたものの、欧米の景気回復の遅れや南欧諸国の財政危機に対する懸念などから、当社グループの主要事業であるレジャー商品の需要動向は依然として厳しい状況が続いています。一方、アセアンを始めとする新興国では景気拡大傾向が続く、当第2四半期連結会計期間の売上高は前年同期比17.1%増加の3,663億円となりました。利益面では、アセアンでの二輪車の販売増加や為替換算差による増益影響、及び先進国事業の収益構造改革による償却費や人件費の削減及び経費圧縮などで、240億円の営業利益（前年同期比423億円改善）、283億円の経常利益（同489億円改善）、四半期純利益は163億円（同752億円改善）となりました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は前年同期比16.7%増加の6,762億円となり、営業利益は350億円（同689億円改善）、経常利益は438億円（同807億円改善）、四半期純利益は238億円（同985億円改善）となりました。

##### ① 事業の種類別セグメント

###### 〔二輪車事業〕

当第2四半期連結会計期間は、依然として需要減少傾向の続く欧米市場の売上高は、米国での流通在庫適正化も途上であることもあり、前年同期比減少しました。一方、アセアンなどの新興国では販売が好調に推移し、二輪車事業全体の売上高は同16.4%増加の2,585億円となりました。営業利益は、アセアンなどでの販売増加や為替換算差による増益影響及び先進国事業の収益構造改革による固定費削減効果などにより142億円（同180億円改善）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同16.2%増加の4,765億円、営業利益は260億円（同280億円改善）となりました。

###### 〔マリン事業〕

当第2四半期連結会計期間は、米国市場での船外機の小売販売は前年同期比減少となったものの、流通在庫適正化完了を受け、卸出荷が増加し、売上高は同14.1%増加の529億円となり、30億円の営業利益（同85億円改善）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同15.1%増加の958億円、営業利益は42億円（同140億円改善）となりました。

###### 〔特機事業〕

当第2四半期連結会計期間は、米国市場での四輪バギーの小売販売は前年同期比減少となったものの、流通在庫適正化完了を受け、卸出荷は増加しました。一方、欧州での販売が減少し、特機事業全体の売上高は、前年同期並の241億円となりました。営業利益は、前年同期に比べ製造物賠償責任引当金繰入額が減少したことなどにより、同89億円改善の10億円となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は、欧米市場での四輪バギーの需要が前年同期を下回り、同6.5%減少の444億円、42億円の営業損失（同159億円改善）となりました。

###### 〔その他の事業〕

当第2四半期連結会計期間は、サーフェスマウンターや自動車エンジン、電動アシスト自転車の需要の回復などにより売上高は前年同期比50.1%増加の308億円となり、営業利益は58億円（同69億円改善）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同53.8%増加の595億円、営業利益は90億円（同110億円改善）となりました。

##### ② 所在地別セグメント

###### 〔日本〕

船外機、自動車エンジン、電動アシスト自転車、サーフェスマウンターなどの売上高は増加しましたが、北米向け二輪車の出荷調整継続の影響などにより、当第2四半期連結会計期間の売上高は前年同期比23.6%増加の1,394億円となり、営業利益は生産台数増加による限界利益の増加や固定費削減効果もあり、32億円（同190億円改善）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同10.2%増加の2,682億円、営業利益は7億円（同290億円改善）となりました。

###### 〔北米〕

船外機の売上高は前年同期を上回ったものの、二輪車の売上高はレジャー需要の回復の遅れにより減少し、当第2四半期連結会計期間の売上高は前年同期比8.1%減少の507億円となりました。一方、営業利益は船外機

の販売増加などにより13億円（同123億円改善）となりました。また、当第2四半期連結累計期間の売上高は同18.8%減少の929億円、営業損失は34億円（同181億円改善）となりました。

〔欧州〕

船外機の売上高は前年同期を上回りましたが、二輪車、四輪バギーの売上高が減少し、当第2四半期連結会計期間の売上高は前年同期比16.0%減少の579億円、営業利益は収益構造改革による固定費削減効果などにより、8億円（同10億円改善）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同16.8%減少の1,022億円、営業利益は25億円（同42億円改善）となりました。

〔アジア〕

インドネシア、タイ、ベトナムなどでの二輪車の販売が好調に推移し、為替換算の影響などもあり、当第2四半期連結会計期間の売上高は前年同期比47.1%増加の1,792億円、営業利益は162億円（同194.8%増加）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同46.5%増加の3,353億円、営業利益は318億円（同195.7%増加）となりました。

〔その他〕

ブラジルでの二輪車の販売台数の増加に加え、為替換算の影響などもあり、その他の地域の当第2四半期連結会計期間の売上高は前年同期比19.3%増加の362億円、営業利益は24億円（同351.3%増加）となりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は同23.0%増加の677億円、営業利益は23億円（同27億円改善）となりました。

なお、所在地別セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでいます。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、流動資産が前期末比539億円増加し、固定資産は同239億円減少したことにより、総資産は同301億円増加の1兆171億円となりました。純資産は公募増資等により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ373億円増加し、また利益剰余金が同238億円増加したことなどにより、同751億円増加の3,244億円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの概況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは752億円、投資活動によるキャッシュ・フローは△66億円となりました。これらにより当第2四半期連結会計期間のフリー・キャッシュ・フローは686億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは97億円となりました。

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの概況につきましては、売上債権は341億円増加したものの、税金等調整前四半期純利益436億円及び、仕入債務の増加275億円、減価償却費186億円、たな卸資産の減少161億円などにより、営業活動によるキャッシュ・フローは、842億円となりました。また、投資活動によるキャッシュ・フローは△134億円となりました。これは主に、設備投資を償却費の範囲内に抑えたことで、設備の取得による支出が△152億円となったことによります。これらによりフリー・キャッシュ・フローは708億円のプラスになりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、公募増資等により746億円調達する一方、フリー・キャッシュ・フローで獲得した資金を長期及び短期借入金の返済に充てたことなどにより、214億円となりました。これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の有利子負債は3,364億円（前期末比636億円減少）、現金及び現金同等物は2,254億円（同882億円増加）となりました。なお、有利子負債には販売金融に関する借入金が、1,108億円含まれます。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結会計期間において営業活動により獲得した資金は、752億円（前年同期獲得した資金は491億円）となりました。これは主に、当第2四半期連結会計期間において、税金等調整前四半期純利益が281億円となったことや、前年同期に比べて、仕入債務が増加し、たな卸資産が減少したことなどによります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結会計期間において投資活動により使用した資金は、66億円（前年同期使用した資金は158億円）となりました。これは主に、前年同期に比べて、設備投資による支出が減少したことなどによります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

当第2四半期連結会計期間において財務活動により獲得した資金は、97億円（前年同期使用した資金は720億円）となりました。これは主に、当第2四半期連結会計期間において、公募増資により資金を調達する一方、前年同期に比べて、フリー・キャッシュ・フローで獲得した資金を短期借入金の返済に充てたことなどによります。



#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

##### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の事業領域である、二輪車事業、マリン事業、特機事業等において、多くの世界市場をリードする商品を生み出してまいりました。独自技術の開発には長期的視野にたった継続的な資源の投入を必要としますが、その過程で得られた独創性の高い技術・ノウハウの蓄積、開発努力を通じて獲得された特定の市場分野における知識・情報、長年にわたる問題解決を通じて醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等は、当社の競争優位性をさらに向上させており、将来においても当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源であると考えます。また、当社の活動領域は事業活動のみならず、社会貢献活動、環境保護活動等に及んでおり、これらがシナジー効果を生むことによってコーポレートブランドの価値となり、当社のブランド価値や企業価値を築いていると認識しております。かかるブランド価値、企業価値のさらなる向上を図るためには、ニューモデルの積極的な投入、特に新技術の導入による新たな付加価値のある製品の開発が不可欠ですが、これを可能とするためには、新技術を生むための研究・開発のさらなる推進が重要となります。また、環境に配慮した低燃費エンジンの開発や電動二輪車等の次世代環境技術は将来高収益・規模成長が期待できる事業領域ですが、かかる事業領域で当社グループが収益をあげていくためには、事業の基礎となる研究・開発を積極的に推進することが不可欠です。こうしたブランド価値、企業価値の源泉に対する理解に欠ける者が当社を買収して財務及び事業の方針の決定を支配し、短期的な経済的効率性のみを重視して競争力を毀損する過度な生産コストや研究開発コストの削減を行うなど、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては、企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

このようなことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社の経営に与える影響、当社を取り巻く多くの関係者に対する影響、製品の安全性をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、また、相応の検討期間・交渉力等も確保される必要があると考えております。

##### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

「感動創造企業－世界の人々に新たな感動と豊かな生活を提供する」という企業目的を達成するために中長期的視点から継続的・計画的な下記の諸施策を通じて企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

###### (イ) 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

新中期経営計画(平成22年度から平成24年度まで)において、構造改革をさらに加速させ、早期に収益体質を確立し、将来的な成長シナリオの実現に向け、次の重要課題に取り組んでまいります。

- (a) 先進国事業については、今後の需要をさらに厳しく想定し、目標とする損益分岐点生産台数をもう一段引き下げ、グローバル生産体制の再編、人員体制のスリム化により固定費の削減を行います。さらに、海外調達拡大などにより調達コストを削減します。これらの改革に取組み、収益改善を進めます。
- (b) 成長が期待される新興国二輪車事業は、お客様のニーズに対応した商品力を強化し、需要拡大の見込まれるアジア市場に低価格で魅力ある商品を提供します。現地メーカーからの部品の調達の拡大を行い、さらなるコストダウンによる競争力向上で事業拡大を目指してまいります。
- (c) 次世代環境技術の早期商品化に向けた取組みを推進します。二輪車・船外機の環境に配慮した低燃費エンジンの開発、電動二輪車の市場投入に向けた取組みに加え、需要の伸長が期待される電動アシスト自転車の海外展開を行います。

これらの課題への取組みを通じ、平成22年度の連結営業利益の黒字化を達成し、平成24年度での連結営業利益率5%を目指してまいります。

(ロ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを「長期的な企業価値最大化のために、経営体制を規律していくこと」と認識し、意思決定の迅速化や取締役の業績責任の明確化、透明性のある取締役人事・報酬制度の整備などに取組んでまいりました。具体的には、執行役員制を導入するとともに、社外取締役を複数名選任し、経営の執行と監督の分離に取組む一方、取締役の株主の皆様に対する責任を明確にするため、その任期を2年から1年に短縮いたしました。また、任意の委員会として常勤取締役及び社外取締役若干名からなる「役員人事委員会」を設置し、取締役・執行役員の候補者や報酬制度・報酬額についての審議を通じて、妥当性・透明性の向上を図っております。同委員会の審議に基づき、業績連動性の高い報酬制度への変革や役員退職慰労金の廃止を行いました。今後も、取締役会の役割を「グループの基本方針の承認と業務執行の監督」、執行役員の役割を「グループの経営及び業務執行」と明確化し、これに合致した経営体制の構築に取組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保向上するための方策として、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 取締役会は、その決議により企業価値委員会を設置するものとします。企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議するものとし、その決議は、全委員の過半数により行うものとします。企業価値委員会の委員は当社の社外役員のみから選任されるものとします。

(ロ) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、特定買収行為に関する提案(特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。))に関する事項、買収の目的、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定の基礎とその経緯、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記(二)(a)ないし(g)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報が記載されるものとします。必要情報が記載された当該提案を以下「買収提案」といい、買収提案を行った者を以下「買収提案者」といいます。)を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。「確認決議」とは、下記(ハ)に定める企業価値委員会が行った勧告決議を受けてなされる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいいます。

なお、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、当社は必要に応じて情報提供を要請する場合があります。この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60営業日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針といたします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供要請期間を延長することができるものとし、当該延長期間も30営業日を上限とするものとします。

(ハ) 取締役会は、受領した買収提案を、企業価値委員会に速やかに付議することとします。企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(以下「勧告決議」といいます。)を行うかどうかを審議します。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由がない限りこれらの期間は延長されないとします(延長される場合には当該理由について開示いたします。)

(ニ) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を満たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

- (a) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
  - (Ⅰ) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - (Ⅱ) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
  - (Ⅲ) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (Ⅳ) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
  - (Ⅴ) 特定買収行為を行う者による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- (b) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- (c) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- (d) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- (e) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- (f) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると認められる条件による買収提案ではないこと
- (g) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであると合理的に認められること
- (ホ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- (ハ) 確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、無償割当等の基準日等を定め本新株予約権の無償割当等を行い、当該基準日時点の株主に本新株予約権を割り当てるものとします。但し、無償割当等の基準日以前の日で取締役会が定める日までに特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準じる特段の事情が生じた取締役会が認めた場合を含みます。)には、取締役会は当該無償割当等を中止し、その効力を生じさせないことができます。なお、本新株予約権の強制取得の対価として、特定買収者等に対する現金交付は行わないものとします。

④ 取締役会の判断及びその理由

本プランは、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものですが、その合理性を高めるため以下のような特段の工夫を施しております。

- (イ) 本プランは、平成22年3月25日開催の第75期定時株主総会において株主の皆様の承認を受けております。
- (ロ) 当社取締役の任期は1年であり、任工期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議による取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。
- (ハ) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社の業務執行に従事していない独立性が確保された当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、会社に対し負う当社役員としての法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるかどうかの観点から買収提案について真摯に審議します。

そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきである旨の勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされています。

(ニ) 企業価値委員会は、上記③(ニ)(a)ないし(g)に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとされ、また、当該事項の一部を満たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られています。

(ホ) 株主総会におけるご承認の有効期間を第75期定時株主総会から3年に設定しております。有効期間中は、当該総会承認の授権の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。但し、有効期間内であっても、本プランは、上記④(ロ)にも記載のとおり、株主総会普通決議による取締役の選解任等を通じて、取締役会決議によりいつでも廃止可能です。

(ヘ) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家等関係者の理解を得るための要件)を全て満たしております。また、経済産業省企業価値研究会の平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、135億円となりました。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	349,757,784	349,757,784	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	349,757,784	349,757,784	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

ストック・オプション

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

① 第4回新株予約権（平成20年5月29日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	755個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	75,500株 ※1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,205円 ※2
新株予約権の行使期間	平成22年6月13日から平成26年6月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格 2,740円 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの資本組入額 1,370円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は解任、解雇その他の新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ※2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の権利行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる権利行使価額の調整を行うものとする。

※3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、下記(3)により定める新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数、再編成対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式又は新株予約権の目的となる株式の種類に相当する種類の株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前頁※1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記※2で定められる権利行使価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

前頁の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編成対象会社の取締役会の承認を要する。



② 第5回新株予約権（平成21年5月29日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,120個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株 ※1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,207円 ※2
新株予約権の行使期間	平成23年6月16日から平成27年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格 1,587円 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの資本組入額 794円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は解任、解雇その他の新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

### ※3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、下記(3)により定める新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数、再編成対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

#### (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式又は新株予約権の目的となる株式の種類に相当する種類の株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前頁※1に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記※2で定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権の行使期間

前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

#### (6) その他の新株予約権の行使の条件

前頁の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

③ 第6回新株予約権（平成22年5月28日取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	565個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	56,500株 ※1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,396円 ※2
新株予約権の行使期間	平成24年6月15日から平成28年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格 1,861円 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの資本組入額 931円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は解任、解雇その他の新株予約権の発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 2 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

(注) ※1 当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（併合）の比率}$$

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（併合）の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が存続会社となる吸収合併、承継会社となる吸収分割及び完全親会社となる株式交換を行う場合その他の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

### ※3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ただし、下記(3)により定める新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数、再編成対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

#### (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式又は新株予約権の目的となる株式の種類に相当する種類の株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前頁※1に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記※2で定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権の行使期間

前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前頁の表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

#### (6) その他の新株予約権の行使の条件

前頁の表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月20日 ※1	55,000,000	341,507,784	32,455	80,798	32,455	92,887
平成22年5月11日 ※2	8,250,000	349,757,784	4,868	85,666	4,868	97,756

(注) ※1 有償一般募集

発行価格：1,231円 発行価額：1,180.20円 資本組入額：590.10円

※2 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

発行価格：1,180.20円 資本組入額：590.10円 割当先：野村證券株式会社

## (6) 【大株主の状況】

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ヤマハ株式会社	静岡県浜松市中区中沢町10番1号	42,271,734	12.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	29,649,486	8.48
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	12,500,000	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,599,400	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,573,800	3.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	10,938,043	3.13
ザ バンク オブ ニューヨーク ージャスディック トリーティー アカウント(常任代理人 株式 会社みずほコーポレート銀行 決 済営業部)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16番13号)	10,178,910	2.91
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	8,586,000	2.45
モルガンスタンレーアンドカンパ ニーインターナショナルピーエル シー(常任代理人 モルガン・ス タンレーMUF G証券株式会社 証券管理部)	25 CABOT SQUARE, CANARYWHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	7,928,523	2.27
ザ チェース マンハッタン バ ンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	7,760,761	2.22
計	—	152,986,657	43.74

(注) 1 ドッチ・アンド・コックスから、平成19年12月20日付けで提出した大量保有報告書の変更報告書(No. 2)の写しの送付があり、平成19年12月14日現在で22,220,000株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該報告書に記載の保有株式数及び平成22年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は以下のとおりです。

大量保有者	住所	保有株券等の数 (総数) (株)	株券等保有割合 (%)
ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 カリフォルニア・ストリート 555、40階	22,220,000	6.35
計	—	22,220,000	6.35

2 ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドから、平成22年2月18日付けで提出した大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年2月15日現在で19,004,900株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における所有株式数の確認ができていませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該報告書に記載の保有株式数及び平成22年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は以下のとおりです。

大量保有者	住所	保有株券等の数 (総数) (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	3,273,900	0.94
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	15,731,000	4.50
計	—	19,004,900	5.43

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 622,400 (相互保有株式) 普通株式 71,400	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 348,914,100	3,489,100	同上
単元未満株式	普通株式 149,884	—	同上
発行済株式総数	349,757,784	—	—
総株主の議決権	—	3,489,100	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式4,100株が含まれていますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権41個は含まれていません。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式77株及び次の相互保有株式が含まれています。  
 サクラ工業株式会社 59株、A. I. S株式会社 50株

## ② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	622,400	—	622,400	0.18
(相互保有株式) サクラ工業株式会社	静岡県浜松市東区半田町 18番地	71,200	—	71,200	0.02
(相互保有株式) A. I. S株式会社	静岡県浜松市東区有玉西町 777番地の1	200	—	200	0.00
計	—	693,800	—	693,800	0.20

(注) サクラ工業株式会社及びA. I. S株式会社の他人名義所有株式数に、当社の取引先会社で構成される持株会 (名称: ヤマハ発動機協力会社持株会、住所: 静岡県磐田市新貝2500番地) 名義の株式数は含まれていません。



## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	1,321	1,295	1,450	1,424	1,444	1,360
最低（円）	1,167	1,143	1,174	1,248	1,227	1,172

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	225,104	137,328
受取手形及び売掛金	219,466	201,684
商品及び製品	117,887	147,380
仕掛品	40,676	42,746
原材料及び貯蔵品	35,295	33,401
その他	43,380	66,550
貸倒引当金	△7,069	△8,291
流動資産合計	674,740	620,800
固定資産		
有形固定資産	※1 260,993	※1 275,556
無形固定資産	4,429	4,802
投資その他の資産		
投資その他の資産	78,286	87,222
貸倒引当金	△1,320	△1,305
投資その他の資産合計	76,966	85,917
固定資産合計	342,389	366,276
資産合計	1,017,130	987,077
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	135,305	110,147
短期借入金	44,984	87,574
1年内返済予定の長期借入金	13,513	30,470
未払法人税等	7,194	2,480
引当金		
賞与引当金	8,224	8,052
製品保証引当金	26,817	22,403
その他の引当金	1,379	926
引当金計	36,420	31,383
その他	100,886	117,642
流動負債合計	338,306	379,698
固定負債		
長期借入金	277,881	281,898
引当金		
退職給付引当金	36,458	34,748
製造物賠償責任引当金	24,053	24,715
その他の引当金	1,518	1,746
引当金計	62,029	61,210
その他	14,525	15,002
固定負債合計	354,437	358,111
負債合計	692,743	737,810

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,666	48,342
資本剰余金	98,147	60,824
利益剰余金	204,644	180,880
自己株式	△679	△677
株主資本合計	387,779	289,369
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,748	4,039
土地再評価差額金	10,208	10,208
為替換算調整勘定	△112,118	△91,220
評価・換算差額等合計	△100,161	△76,971
新株予約権	89	72
少数株主持分	36,679	36,796
純資産合計	324,386	249,266
負債純資産合計	1,017,130	987,077

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
売上高	579,393	676,166
売上原価	475,846	524,033
売上総利益	103,546	152,132
販売費及び一般管理費	※ 137,374	※ 117,102
営業利益又は営業損失(△)	△33,827	35,030
営業外収益		
受取利息	3,943	4,619
その他	6,306	11,516
営業外収益合計	10,250	16,136
営業外費用		
支払利息	5,502	4,478
その他	7,803	2,878
営業外費用合計	13,306	7,357
経常利益又は経常損失(△)	△36,882	43,808
特別利益		
固定資産売却益	209	191
その他	2	3
特別利益合計	212	195
特別損失		
固定資産売却損	171	63
固定資産処分損	362	359
減損損失	239	0
その他	11	3
特別損失合計	784	426
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△37,455	43,578
法人税、住民税及び事業税	6,490	18,608
法人税等調整額	29,839	△3,204
法人税等合計	36,330	15,403
少数株主利益	927	4,398
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△74,712	23,776

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	312,898	366,268
売上原価	263,918	282,674
売上総利益	48,980	83,593
販売費及び一般管理費	* 67,279	* 59,621
営業利益又は営業損失(△)	△18,298	23,971
営業外収益		
受取利息	1,883	2,215
その他	3,238	6,815
営業外収益合計	5,121	9,030
営業外費用		
支払利息	2,767	2,500
為替差損	2,368	—
販売金融資産評価差損	1,983	—
その他	305	2,213
営業外費用合計	7,424	4,713
経常利益又は経常損失(△)	△20,600	28,288
特別利益		
固定資産売却益	149	142
その他	1	—
特別利益合計	150	142
特別損失		
固定資産売却損	133	33
固定資産処分損	259	255
減損損失	239	—
その他	2	—
特別損失合計	634	289
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△21,084	28,141
法人税、住民税及び事業税	6,980	11,003
法人税等調整額	30,397	△1,405
法人税等合計	37,378	9,597
少数株主利益	485	2,279
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△58,948	16,264

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△37,455	43,578
減価償却費	28,010	18,589
減損損失	239	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,488	△340
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,753	2,235
製造物賠償責任引当金の増減額(△は減少)	8,242	△98
受取利息及び受取配当金	△4,261	△5,245
支払利息	5,502	4,478
有形及び無形固定資産売却損益(△は益)	△38	△128
有形及び無形固定資産処分損益(△は益)	362	359
売上債権の増減額(△は増加)	8,448	△34,083
たな卸資産の増減額(△は増加)	68,229	16,061
仕入債務の増減額(△は減少)	△69,195	27,475
その他	△19,648	7,907
小計	△6,320	80,789
利息及び配当金の受取額	4,277	5,685
利息の支払額	△5,087	△4,511
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	1,970	※1 2,261
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,160	84,224
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△396	△1,103
定期預金の払戻による収入	128	1,554
有形及び無形固定資産の取得による支出	△30,767	△15,209
有形及び無形固定資産の売却による収入	4,287	1,402
その他	△1,572	△41
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,319	△13,397
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金及びコマース・ペーパーの増減額(△は減少)	△30,213	△36,508
長期借入れによる収入	120,889	19,562
長期借入金の返済による支出	△21,166	△32,399
株式の発行による収入	—	74,647
自己株式の増減額(△は増加)	△495	△1
配当金の支払額	△1,432	—
少数株主への配当金の支払額	△1,708	△3,747
その他	△373	△111
財務活動によるキャッシュ・フロー	65,500	21,441
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,063	△4,145
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	39,083	88,122
現金及び現金同等物の期首残高	134,364	137,219
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	68
現金及び現金同等物の四半期末残高	※2 173,448	※2 225,410

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、Yamaha Motor Sanayi ve Ticaret Limited Sirketは重要性が高まったため、連結の範囲に含めていません。 当第2四半期連結会計期間より、連結子会社のうち、(株)ティー・シーは清算により、連結の範囲から除外しました。 (2) 変更後の連結子会社の数 連結子会社 107社
2 持分法の適用に関する事項の変更	当第2四半期連結累計期間において、該当事項はありません。
3 会計処理基準に関する事項の変更	当第2四半期連結累計期間において、該当事項はありません。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	前第2四半期連結会計期間において区分掲記していた有形固定資産の「機械装置及び運搬具(純額)」は、資産の総額の100分の10以下となり重要性が低下したため、当第2四半期連結会計期間では「有形固定資産」に含めて表示しています。



【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)
1 棚卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっています。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は515,777百万円です。	※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額は516,478百万円です。
2 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。 (関係会社) あまがさき健康の森(株) 304百万円 (その他) 株式会社エンルムマリーナ室蘭 61 株式会社マリーナ河芸 20 <hr/> 計 387	2 偶発債務は次のとおりです。 下記の会社の金融機関借入金に関して保証等を行っています。 (関係会社) あまがさき健康の森(株) 316百万円 (その他) 株式会社エンルムマリーナ室蘭 65 株式会社マリーナ河芸 25 <hr/> 計 408
上記の金額には保証類似行為によるものが325百万円含まれています。	上記の金額には保証類似行為によるものが342百万円含まれています。
3 受取手形割引高は1,098百万円です。	3 受取手形割引高は1,117百万円です。

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。	※ 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。
諸給与 36,661百万円	諸給与 33,785百万円
賞与引当金繰入額 2,955	賞与引当金繰入額 1,638
退職給付引当金繰入額 1,717	退職給付引当金繰入額 2,484
製品保証引当金繰入額 2,019	製品保証引当金繰入額 9,118
貸倒引当金繰入額 1,758	貸倒引当金繰入額 574
製造物賠償責任引当金繰入額 10,337	

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。	※ 販売費及び一般管理費のうち、主なものは次のとおりです。
諸給与 18,862百万円	諸給与 17,477百万円
賞与引当金繰入額 1,234	退職給付引当金繰入額 1,476
退職給付引当金繰入額 908	製品保証引当金繰入額 6,083
貸倒引当金繰入額 1,030	
製造物賠償責任引当金繰入額 5,440	

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
—	※1 法人税等の支払額又は還付額には、当社米国連結子会社Yamaha Motor Corporation, U.S.A.における過年度の取引に関する法人税等の還付額13,835百万円が含まれています。
※2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※2 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 173,296百万円	現金及び預金勘定 225,104百万円
預入期間が3ヶ月を超える △437	預入期間が3ヶ月を超える △301
定期預金	定期預金
流動資産のその他 589	流動資産のその他 607
現金及び現金同等物 173,448	現金及び現金同等物 225,410

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 349,757,784株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 659,436株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社(親会社) 89百万円

※ スtock・オプションとしての新株予約権のうち、当第2四半期連結会計期間末現在において第5回新株予約権及び第6回新株予約権については、いずれも権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成22年4月20日を払込期日とする募集による新株式発行を実施し、発行済株式総数が55,000,000株、資本金が32,455百万円、資本準備金が32,455百万円増加しています。

また、平成22年5月11日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数が8,250,000株、資本金が4,868百万円、資本準備金が4,868百万円増加しています。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が37,323百万円、資本準備金が37,323百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金は85,666百万円、資本準備金は97,756百万円となっています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	二輪車事業 (百万円)	マリン事業 (百万円)	特機事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	222,085	46,314	23,960	20,537	312,898	—	312,898
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	18,922	18,922	(18,922)	—
計	222,085	46,314	23,960	39,460	331,821	(18,922)	312,898
営業損失(△)	△3,732	△5,565	△7,896	△1,103	△18,298	0	△18,298

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類及び販売市場等の類似性に基づいています。

2 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要な製品
二輪車	二輪車、海外生産用部品
マリン	船外機、ウォータービークル、ボート、プール、漁船・和船、ディーゼルエンジン
特機	四輪バギー、サイド・バイ・サイド・ビークル、スノーモバイル、ゴルフカー、発電機、除雪機、汎用エンジン
その他	サーフェスマウンター、産業用ロボット、自動車用エンジン、自動車用コンポーネント、自転車、産業用無人ヘリコプター、車椅子、中間部品

当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

	二輪車事業 (百万円)	マリン事業 (百万円)	特機事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	258,459	52,855	24,123	30,829	366,268	—	366,268
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	21,391	21,391	(21,391)	—
計	258,459	52,855	24,123	52,221	387,660	(21,391)	366,268
営業利益	14,232	2,960	1,010	5,768	23,971	0	23,971

(注) 1 事業区分の方法・・・・・・・・・・前第2四半期連結会計期間に同じ

2 各事業区分に属する主要な製品・・・・・・・・前第2四半期連結会計期間に同じ

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

	二輪車事業 (百万円)	マリン事業 (百万円)	特機事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	410,034	83,214	47,493	38,651	579,393	—	579,393
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	38,816	38,816	(38,816)	—
計	410,034	83,214	47,493	77,467	618,209	(38,816)	579,393
営業損失(△)	△1,996	△9,799	△20,050	△1,981	△33,827	0	△33,827

(注) 1 事業区分の方法・・・・・・・・・・前第2四半期連結会計期間に同じ

2 各事業区分に属する主要な製品・・・・・・・・前第2四半期連結会計期間に同じ

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

	二輪車事業 (百万円)	マリン事業 (百万円)	特機事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又 は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	476,488	95,816	44,405	59,456	676,166	—	676,166
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	41,142	41,142	(41,142)	—
計	476,488	95,816	44,405	100,598	717,308	(41,142)	676,166
営業利益又は 営業損失(△)	26,039	4,167	△4,157	8,981	35,030	0	35,030

(注) 1 事業区分の方法・・・・・・・・・・前第2四半期連結会計期間に同じ

2 各事業区分に属する主要な製品・・・・・・・・前第2四半期連結会計期間に同じ

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	48,636	52,186	68,225	113,704	30,146	312,898	—	312,898
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	64,111	3,021	704	8,133	199	76,170	(76,170)	—
計	112,748	55,208	68,929	121,837	30,345	389,069	(76,170)	312,898
営業利益又は 営業損失(△)	△15,731	△11,043	△180	5,493	536	△20,925	2,626	△18,298

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… 米国、カナダ

(2) 欧州 …… オランダ、フランス、イタリア、スペイン、ロシア

(3) アジア …… インドネシア、台湾、タイ、シンガポール、中国、ベトナム、インド

(4) その他 …… ブラジル、オーストラリア、コロンビア、メキシコ

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	57,629	47,967	56,991	167,737	35,942	366,268	—	366,268
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	81,755	2,771	917	11,485	260	97,190	(97,190)	—
計	139,384	50,738	57,909	179,223	36,202	463,459	(97,190)	366,268
営業利益	3,247	1,259	842	16,192	2,422	23,965	6	23,971

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 …… 米国、カナダ

(2) 欧州 …… オランダ、フランス、イタリア、スペイン、ロシア

(3) アジア …… インドネシア、ベトナム、タイ、台湾、中国、シンガポール、インド

(4) その他 …… ブラジル、オーストラリア、コロンビア、メキシコ

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	92,711	103,285	121,188	207,871	54,335	579,393	—	579,393
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	150,664	11,111	1,633	21,030	672	185,112	(185,112)	—
計	243,375	114,397	122,822	228,902	55,007	764,505	(185,112)	579,393
営業利益又は 営業損失(△)	△28,297	△21,459	△1,697	10,762	△448	△41,140	7,312	△33,827

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域……前第2四半期連結会計期間に同じ

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	109,198	86,650	100,584	312,526	67,207	676,166	—	676,166
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	158,986	6,224	1,658	22,727	448	190,044	(190,044)	—
計	268,184	92,874	102,243	335,253	67,655	866,211	(190,044)	676,166
営業利益又は 営業損失(△)	739	△3,368	2,538	31,828	2,267	34,006	1,023	35,030

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国又は地域……当第2四半期連結会計期間に同じ

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	51,613	69,001	117,278	39,348	277,242
II 連結売上高（百万円）					312,898
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	16.5	22.1	37.5	12.5	88.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米 …… 米国、カナダ  
 (2) 欧州 …… イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、ロシア  
 (3) アジア …… インドネシア、タイ、ベトナム、台湾、中国、インド  
 (4) その他 …… ブラジル、オーストラリア、南アフリカ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高です。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	48,501	57,917	176,989	45,191	328,600
II 連結売上高（百万円）					366,268
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	13.2	15.8	48.3	12.4	89.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。  
 2 各区分に属する主な国又は地域  
 (1) 北米 …… 米国、カナダ  
 (2) 欧州 …… フランス、イタリア、ドイツ、英国、ロシア  
 (3) アジア …… インドネシア、ベトナム、タイ、中国、台湾、インド  
 (4) その他 …… ブラジル、オーストラリア、南アフリカ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高です。

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	102,365	123,154	214,532	74,177	514,229
II 連結売上高（百万円）					579,393
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	17.7	21.3	37.0	12.8	88.8

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。  
 2 各区分に属する主な国又は地域……前第2四半期連結会計期間に同じ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高です。

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	87,545	102,910	327,918	85,029	603,404
II 連結売上高（百万円）					676,166
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	12.9	15.2	48.5	12.6	89.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。  
 2 各区分に属する主な国又は地域……当第2四半期連結会計期間に同じ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高です。



(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引	41,302	2,070	2,070
金利	スワップ取引	134,482	△1,642	△1,642
その他	その他	150,434	619	619

(注) 1 「その他」は販売金融に関するデリバティブ取引です。

2 「その他」の時価の算定方法は、主として将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割引く方法等により算定しています。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 56,500株
付与日	平成22年6月15日
権利確定条件 (注) 2	付与日(平成22年6月15日)が属する任期を満了すること。
対象勤務期間	権利確定条件と同一の期間
権利行使期間	平成24年6月15日から平成28年6月14日まで
権利行使価格(円)	1株当たり 1,396
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり 465.27

(注) 1 株式数に換算して記載しています。

2 権利行使の主な条件は次のとおりです。

- (1) 「新株予約権割当契約」に定める事由により、当社の取締役又は執行役員の地位を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 823円89銭	1株当たり純資産額 743円04銭

## 2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △261円21銭	1株当たり四半期純利益金額 76円68銭
なお、当第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 76円68銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△74,712	23,776
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△)(百万円)	△74,712	23,776
普通株式の期中平均株式数(株)	286,022,305	310,052,002
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	6,305
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△) △206円22銭 なお、当第2四半期連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 48円70銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 48円70銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	△58,948	16,264
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△)(百万円)	△58,948	16,264
普通株式の期中平均株式数(株)	285,851,706	333,988,709
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	8,648
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

ヤマハ発動機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年8月4日開催の取締役会において、グループ全体の事業収益構造の改善に向けた活動に取り組むことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月5日

ヤマハ発動機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田 和弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 正彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ発動機株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ発動機株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。